

事例番号:360021

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第七部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 37 週 5 日

23:10 自動車事故による多発外傷のため救急搬送され入院

4) 分娩経過

妊娠 37 週 5 日

23:12 超音波断層法で胎児心拍数 50 拍/分

23:32 胎児徐脈のため帝王切開術により児娩出

妊産婦に恥骨骨折、寛骨骨折や脊椎横突起骨折あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:37 週 5 日

(2) 出生時体重:2200g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.71、BE -33.2mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 1 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、気管挿管、胸骨圧迫、アドレナリン注射液投与

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死

(7) 頭部画像所見:

生後 13 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常あり、低酸素性虚血性
脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名、小児科医 2 名、麻酔科医 1 名、研修医 2 名

看護スタッフ:看護師 3 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠 37 週 5 日に生じた胎児低酸素・酸血症によって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。
- (2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、特定することは困難であるが、自動車事故によって胎児に強い外力が働いた結果、胎児の循環動態に変動が生じたことによる可能性が高いと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 当該分娩機関における救急搬送後の対応(バイタルサイン測定、超音波断層法実施)は一般的である。
- (2) 超音波断層法で胎児徐脈(50 拍/分)を認めたことから帝王切開を決定したことは一般的である。
- (3) 帝王切開決定から 20 分後に児を娩出したことは適確である。
- (4) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (5) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫、アドレナリン注射液投与)および NICU 管理としたことは、いずれも一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

なし。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

妊産婦の交通事故によって胎児に異常が認められた事例を集積し、胎児の障害とその発症機序について調査・研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

妊産婦の交通事故によって胎児に異常が認められた事例の発症機序解明に関する研究の推進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体への支援が望まれる。